

議案第 1 号

令和 8 年度船橋市一般会計補正予算

令和 8 年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 4 4 , 6 4 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 7 0 , 0 8 6 , 4 9 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歲入

(単位：千円)

[illegible]

歲 出

(単位：千円)

[illegible]

第2表 継続費補正

(変 更)

(単位:千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
45 土木費	30 都市計画費	都市計画道路 3・4・27号線 橋 り よ う 新 設 事 業	1,479,286	令和5年度	153,000	1,515,286	令和5年度	153,000
				令和6年度	296,800		令和6年度	296,800
				令和7年度	725,378		令和7年度	725,378
				令和8年度	202,200		令和8年度	202,200
				令和9年度	101,908		令和9年度	137,908

第3表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
リハビリテーション病院空調設備等改修事業に係る指定管理者補償金	令和8年度～令和11年度	565,186千円
小学校水泳指導業務委託料	令和8年度～令和10年度	77,049千円

(変 更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
消防局庁舎建設工事費及び工事監理・設計意図伝達業務委託料	令和8年度 ～ 令和10年度	7,370千円	令和8年度 ～ 令和10年度	39,025千円
給食室空調設備賃借料	令和8年度 ～ 令和21年度	452,917千円	令和8年度 ～ 令和22年度	1,526,932千円

第4表 地方債補正

(変 更)

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	計
街 路 整 備 事 業	288,000	84,500	372,500
消 防 施 設 整 備 事 業	2,216,900	28,500	2,245,400

(単位:千円)

起 債 全 体 計	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	19,585,300	113,000	19,698,300

議案第 2 号

令和 8 年度船橋市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和 8 年度船橋市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 0, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 1, 2 6 4, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

[illegible]

議案第 3 号

令和 8 年度船橋市公共用地先行取得事業特別会計補正予算

令和 8 年度船橋市の公共用地先行取得事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第 1 表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	総額
10 公共用地先行取得事業費	10 公共用地先行取得事業費	公共用地先行取得事業	358,918

議案第 4 号

令和 8 年度船橋市介護保険事業特別会計補正予算

令和 8 年度船橋市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 2 3, 6 9 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 7, 7 5 7, 6 9 6 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歲入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

議案第5号

令和8年度船橋市下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和8年度船橋市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	下水道事業収益	18,637,503千円	183,000千円	18,820,503千円
第2項	営業外収益	6,412,139千円	183,000千円	6,595,139千円
支 出				
第1款	下水道事業費用	18,517,337千円	183,000千円	18,700,337千円
第1項	営業費用	16,819,904千円	183,000千円	17,002,904千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,560,508千円は、減債積立金1,076,237千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額250,000千円及び当年度分損益勘定留保資金6,234,271千円で補填するものとする。）。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	資本的収入	15,177,962千円	10千円	15,177,972千円
第1項	企業債	8,674,000千円	△ 22,100千円	8,651,900千円
第4項	負担金	644,088千円	22,110千円	666,198千円
支 出				
第1款	資本的支出	22,738,480千円	0千円	22,738,480千円
第1項	建設改良費	13,057,972千円	0千円	13,057,972千円

(継続費の補正)

第4条 継続費を次のとおり追加及び変更する。

(1) 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	宮本ポンプ場 自家発電設備 更新事業	2,585,000	令和8年度	20,000
				令和9年度	480,000
				令和10年度	680,000
				令和11年度	500,000
				令和12年度	905,000

(2) 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	宮本ポンプ場 自家発電設備 更新事業	1,635,000	令和7年度	230,000	230,000	令和7年度	230,000
				令和8年度	350,000		令和8年度	0
				令和9年度	1,055,000		令和9年度	0
		西浦下水 処理場合流 沈砂池 ポンプ棟電 気設備更新 事業	2,560,000	令和7年度	747,000	2,560,000	令和7年度	747,000
				令和8年度	280,000		令和8年度	610,000
				令和9年度	1,533,000		令和9年度	1,203,000

(企業債の補正)

第5条 予算第7条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	計
下水道事業	8,674,000	△ 22,100	8,651,900

令和8年8月27日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第 6 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 7 年船橋市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第2

行政職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100

36	241, 100	258, 800	284, 400	307, 400	355, 000
37	241, 700	259, 200	285, 000	307, 900	355, 900
38	242, 200	259, 700	285, 700	308, 500	356, 900
39	242, 700	260, 100	286, 300	309, 100	357, 900
40	243, 200	260, 500	286, 800	309, 800	358, 800
41	243, 700	260, 900	287, 200	310, 300	359, 700
42	244, 000	261, 300	287, 700	310, 800	360, 600
43	244, 300	261, 800	288, 100	311, 400	361, 500
44	244, 700	262, 100	288, 500	311, 900	362, 300
45	245, 100	262, 400	289, 000	312, 400	363, 100
46	245, 500	262, 800	289, 500	312, 900	363, 900
47	245, 900	263, 200	290, 000	313, 500	364, 700
48	246, 300	263, 500	290, 300	314, 100	365, 400
49	246, 600	263, 900	290, 700	314, 700	366, 100
50	246, 900	264, 300	291, 100	315, 400	366, 900
51	247, 200	264, 600	291, 500	316, 100	367, 700
52	247, 500	264, 900	292, 000	316, 800	368, 300
53	247, 700	265, 300	292, 300	317, 400	369, 000
54	248, 000	265, 600	292, 700	318, 100	369, 600
55	248, 300	265, 900	293, 200	318, 700	370, 300
56	248, 600	266, 300	293, 700	319, 300	371, 000
57	248, 800	266, 600	294, 100	319, 900	371, 600
58	249, 100	266, 900	294, 700	320, 600	372, 100
59	249, 400	267, 200	295, 200	321, 300	372, 600
60	249, 600	267, 500	295, 800	321, 900	373, 100
61	249, 800	267, 800	296, 400	322, 400	373, 500
62	250, 100	268, 100	296, 900	322, 900	
63	250, 400	268, 400	297, 500	323, 500	
64	250, 600	268, 700	298, 000	324, 100	
65	250, 800	268, 900	298, 500	324, 700	
66	251, 100	269, 200	299, 000	325, 100	
67	251, 400	269, 500	299, 500	325, 500	
68	251, 600	269, 700	300, 000	326, 000	
69	251, 800	269, 900	300, 400	326, 300	
70	252, 100	270, 200	300, 800	326, 800	
71	252, 400	270, 500	301, 200	327, 300	
72	252, 600	270, 700	301, 600	327, 700	
73	252, 800	270, 900	302, 000	327, 900	
74	253, 100	271, 200	302, 300	328, 200	
75	253, 400	271, 500	302, 700	328, 400	
76	253, 600	271, 700	303, 100	328, 700	

77	253, 800	271, 900	303, 500	329, 000
78	254, 100	272, 200	303, 900	329, 300
79	254, 400	272, 500	304, 300	329, 600
80	254, 600	272, 700	304, 700	329, 800
81	254, 800	272, 900	305, 000	330, 000
82	255, 100	273, 200	305, 500	330, 300
83	255, 300	273, 500	305, 900	330, 600
84	255, 600	273, 700	306, 400	330, 800
85	255, 800	273, 900	306, 700	331, 000
86	256, 000	274, 100	307, 200	331, 200
87	256, 300	274, 400	307, 700	331, 500
88	256, 600	274, 700	308, 000	331, 800
89	256, 800	274, 900	308, 400	332, 000
90	257, 100	275, 100	308, 900	332, 300
91	257, 400	275, 400	309, 400	332, 600
92	257, 600	275, 600	309, 900	332, 800
93	257, 800	275, 900	310, 200	333, 000
94	258, 100	276, 200	310, 600	333, 300
95	258, 400	276, 500	311, 000	333, 600
96	258, 600	276, 700	311, 500	333, 800
97	258, 800	276, 900	311, 900	334, 000
98	259, 100	277, 200	312, 300	
99	259, 400	277, 400	312, 600	
100	259, 600	277, 700	312, 900	
101	259, 800	277, 900	313, 200	
102	260, 100	278, 100	313, 600	
103	260, 400	278, 400	313, 900	
104	260, 600	278, 700	314, 300	
105	260, 800	278, 900	314, 600	
106		279, 100	315, 000	
107		279, 400	315, 400	
108		279, 600	315, 600	
109		279, 900	315, 800	
110		280, 200	316, 100	
111		280, 500	316, 400	
112		280, 700	316, 600	
113		280, 900	316, 800	
114		281, 200	317, 100	
115		281, 400	317, 400	
116		281, 600	317, 600	

	117		281,900	317,800		
	118		282,200	318,100		
	119		282,500	318,400		
	120		282,700	318,600		
	121		282,900	318,800		
	122		283,100	319,100		
	123		283,400	319,400		
	124		283,700	319,600		
	125		283,900	319,800		
	126		284,100	320,100		
	127		284,400	320,400		
	128		284,700	320,600		
	129		284,900	320,800		
	130		285,100			
	131		285,400			
	132		285,700			
	133		285,900			
	134		286,100			
	135		286,400			
	136		286,700			
	137		286,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 206,200	円 217,300	円 235,900	円 257,800	円 290,200

備考 この表は、一般技能員その他の技能的業務に従事する職員及び給食調理員その他の技労的業務に従事する職員に適用する。

改正後			改正前		
別表第8			別表第8		
区分	種類	支給額	区分	種類	支給額
行政職	(略)	(略)	行政職	(略)	(略)
給料表 適用者	危険作業手当	日 額 <u>2,880 円</u> 以内	給料表 適用者	危険作業手当	日 額 <u>2,160 円</u> 以内
		(略)			(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日等)

- この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 8 の改正規定並びに次項、附則第 3 項及び第 10 項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 8 の規定は、令和 8 年 8 月 1 日から適用する。
(危険作業手当の内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて支給された危険作業手当は、改正後の条例の規定による危険作業手当の内払とみなす。
(令和 9 年切替日の前日において改正前の条例別表第 2 の給料表の適用を受けていた職員に適用する給料表等)
- 令和 9 年 4 月 1 日（以下「令和 9 年切替日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で同日において改正前の条例別表第 2 の給料表の適用を受けていたものに適用する令和 9 年切替日以後における給料表は、改正後の条例別表第 2 の給料表にかかわらず、当該職員が改正前の条例別表第 2 備考に規定する職員である間に限り、行政職給料表(2)経過措置給料表（附則別表）とする。
- 前項の規定により行政職給料表(2)経過措置給料表の適用を受ける職員の令和 9 年切替日における職務の級及び号級は、令和 9 年切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号級とする。
- 令和 9 年切替日の前日において改正前の条例別表第 2 の給料表の適用を受けていた職員で令和 9 年切替日以後に採用された一般職の職員の給与に関する条例第 12 条第 9 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員に適用する給料表は、改正後の条例別表第 2 の

給料表にかかわらず、当該職員が令和9年切替日の前日から引き続き改正前の条例別表第2備考に規定する職員である間に限り、行政職給料表(2)経過措置給料表とする。

7 行政職給料表(2)経過措置給料表は、一般職の職員の給与に関する条例第10条に規定する給料表とみなして、同条例及び他の条例の規定を適用する。

8 附則第4項及び第6項の規定により行政職給料表(2)経過措置給料表の適用を受ける職員に対する一般職の職員の給与に関する条例別表第6及び別表第8の規定の適用については、別表第6中「行政職給料表(2)等級別基準職務表」とあるのは「行政職給料表(2)経過措置給料表等級別基準職務表」と、別表第8中「行政職給料表適用者」とあるのは「行政職給料表(2)経過措置給料表適用者」とする。

(令和9年切替日以降に新たに別表第2の給料表の適用を受けることとなった職員で権衡上必要があるときの調整)

9 令和9年切替日以降に新たに一般職の職員の給与に関する条例別表第2の給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して附則第4項から第6項までの規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、附則第4項から第6項までの規定に準じて、給料を支給する。

(委任)

10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

11 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年船橋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表			別表		
給料表	職務の級	号給	給料表	職務の級	号給
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
行政職給料表(2)	(略)	1号給から 28号給まで	行政職給料表(2)	(略)	1号給から 31号給まで
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附則別表

行政職給料表(2)経過措置給料表

職員の	職務	1級	2級	3級	4級	5級
-----	----	----	----	----	----	----

区分	の級					
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	191,400	242,000	276,300	309,800	321,200
短時間	2	192,500	243,300	277,300	311,300	322,800
勤務職	3	193,600	244,700	278,300	312,700	324,400
員以外	4	194,700	246,100	279,300	314,100	326,000
の職員						
	5	195,800	247,500	280,300	315,500	327,400
	6	196,900	248,900	281,300	316,600	329,000
	7	198,100	250,300	282,200	317,600	330,600
	8	199,200	251,700	283,200	318,800	332,200
	9	200,300	253,100	284,200	320,000	333,600
	10	202,000	254,300	285,200	321,600	335,300
	11	203,600	255,600	286,200	323,200	336,900
	12	205,200	256,900	287,200	324,800	338,500
	13	206,700	258,100	288,200	326,200	339,900
	14	208,400	259,300	289,500	327,800	341,600
	15	210,000	260,500	290,800	329,400	343,300
	16	211,600	261,700	292,000	331,000	344,900
	17	213,100	262,800	293,200	332,400	346,100
	18	214,800	263,900	294,500	334,100	348,000
	19	216,500	265,000	295,700	335,700	349,700
	20	218,200	266,100	296,900	337,300	351,300
	21	219,400	267,000	297,900	338,700	352,800
	22	221,000	268,000	299,100	340,400	354,400
	23	222,600	269,000	300,300	342,100	356,000
	24	224,100	270,000	301,600	343,700	357,600
	25	225,600	271,000	302,900	344,900	359,300
	26	227,200	271,900	303,900	346,800	361,100
	27	228,800	272,700	304,900	348,500	362,900
	28	230,400	273,600	305,900	350,100	364,700
	29	232,000	274,400	307,000	351,600	366,200
	30	233,700	275,200	308,200	353,200	367,600
	31	235,000	276,000	309,300	354,800	369,000
	32	236,300	276,700	310,500	356,400	370,400
	33	237,600	277,400	311,600	358,100	371,900
	34	238,700	278,200	312,900	359,900	372,700
	35	239,800	279,000	314,200	361,700	373,600
	36	240,900	279,600	315,500	363,500	374,600
	37	242,000	280,300	316,700	365,000	375,500
	38	242,900	281,100	318,000	366,400	376,600

39	243,800	281,800	319,300	367,800	377,500
40	244,800	282,500	320,600	369,200	378,500
41	245,800	283,200	321,900	370,700	379,400
42	246,700	283,900	323,100	371,500	380,100
43	247,600	284,600	324,400	372,400	380,800
44	248,400	285,300	325,500	373,400	381,400
45	249,200	286,000	326,400	374,300	381,800
46	249,900	286,600	327,700	375,400	382,400
47	250,500	287,300	329,000	376,300	383,000
48	251,100	287,900	330,300	377,300	383,700
49	251,800	288,600	331,400	378,200	384,000
50	252,400	289,200	332,700	378,900	384,700
51	253,000	289,900	333,900	379,600	385,400
52	253,600	290,600	335,100	380,200	386,000
53	254,100	291,100	336,400	380,600	386,300
54	254,700	291,700	337,400	381,200	386,800
55	255,300	292,300	338,500	381,800	387,400
56	255,800	293,000	339,600	382,500	388,000
57	256,200	293,600	340,300	382,800	388,300
58	256,600	294,200	341,200	383,500	388,900
59	256,900	294,800	341,900	384,200	389,600
60	257,200	295,500	342,700	384,800	390,200
61	257,500	296,100	343,500	385,100	390,600
62	257,800	296,700	343,900	385,600	391,100
63	258,100	297,200	344,400	386,200	391,700
64	258,400	297,700	345,100	386,800	392,200
65	258,700	298,200	345,900	387,100	392,700
66	259,000	298,800	346,600	387,700	393,300
67	259,300	299,300	347,300	388,400	393,700
68	259,600	299,900	347,900	389,000	394,000
69	259,900	300,300	348,400	389,400	394,400
70	260,200	300,800	349,000	389,900	394,900
71	260,500	301,300	349,500	390,500	395,300
72	260,800	301,900	350,100	391,000	395,700
73	261,100	302,400	350,400	391,500	396,100
74	261,400	302,800	350,900	392,100	396,600
75	261,700	303,100	351,200	392,500	397,000
76	262,000	303,400	351,600	392,800	397,400
77	262,300	303,600	352,000	393,200	397,800
78	262,600	303,900	352,500	393,700	398,300
79	262,900	304,100	353,000	394,100	398,700

	80	263, 200	304, 400	353, 500	394, 500	399, 100
	81	263, 500	304, 600	353, 800	394, 900	399, 500
	82	263, 800	304, 800	354, 200	395, 400	400, 000
	83	264, 100	305, 100	354, 600	395, 800	400, 400
	84	264, 400	305, 300	355, 000	396, 200	400, 800
	85	264, 700	305, 600	355, 300	396, 500	401, 200
	86	265, 000	305, 800	355, 700		401, 700
	87	265, 300	306, 100	356, 100		402, 100
	88	265, 600	306, 400	356, 500		402, 500
	89	265, 900	306, 700	356, 700		402, 900
	90	266, 200	307, 000	357, 100		403, 400
	91	266, 500	307, 300	357, 500		403, 800
	92	266, 800	307, 600	357, 900		404, 200
	93	267, 100	307, 800	358, 100		404, 600
	94	267, 400	308, 000	358, 400		405, 100
	95	267, 700	308, 300	358, 800		405, 500
	96	268, 000	308, 700	359, 100		405, 900
	97	268, 300	308, 900	359, 400		406, 300
	98		309, 200	359, 800		406, 800
	99		309, 500	360, 200		407, 200
	100		309, 900	360, 600		407, 600
	101		310, 100	361, 100		408, 000
	102		310, 400	361, 500		
	103		310, 700	361, 900		
	104		311, 000	362, 300		
	105		311, 200	362, 800		
	106		311, 500	363, 200		
	107		311, 800	363, 500		
	108		312, 100	363, 800		
	109		312, 300	364, 200		
	110		312, 600			
	111		313, 000			
	112		313, 300			
	113		313, 500			
	114		313, 700			
	115		314, 000			
	116		314, 400			
	117		314, 600			
	118		314, 800			
	119		315, 100			
	120		315, 400			

	121		315,700			
	122		315,900			
	123		316,200			
	124		316,500			
	125		316,800			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 176,200	円 197,000	円 251,700	円 267,000	円 267,900

理 由

一般技能員及び給食調理員の採用に当たり、行政職給料表(2)を改めるとともに、危険作業手当について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第7号

船橋市吏員恩給条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年8月27日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市吏員恩給条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(船橋市吏員恩給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 船橋市吏員恩給条例の一部を改正する条例（昭和41年船橋市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
付 則 (長期在職者等の退職年金年額についての特例)			付 則 (長期在職者等の退職年金年額についての特例)		
第3条 退職年金又は遺族年金で、次の表の左欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するものの令和8年4月分以降の年額がそれぞれ同表の左欄及び中欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。			第3条 退職年金又は遺族年金で、次の表の左欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するものの令和7年4月分以降の年額がそれぞれ同表の左欄及び中欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。		
退職年金又は遺族年金	退職年金又は遺族年金の基礎在職年に算入されている実在職年の年数	金額	退職年金又は遺族年金	退職年金又は遺族年金の基礎在職年に算入されている実在職年の年数	金額
65歳以上の者	退職年金についての最短退	1,208,600円	65歳以上の者	退職年金についての最短退	1,185,900円

に給する退職年金	職年金受給年限以上	
	9年以上退職年金についての最短退職年金受給年限未満	<u>906,400円</u>
	6年以上9年未満	<u>725,100円</u>
	6年未満	<u>606,500円</u>
65歳未満の者に給する退職年金(公務傷病年金に併給される退職年金を除く。)	退職年金についての最短退職年金受給年限以上	<u>906,400円</u>
65歳未満の者で公務傷病年金を受けるものに給する退職年金	9年以上	<u>906,400円</u>
	6年以上9年未満	<u>725,100円</u>
	6年未満	<u>606,500円</u>
遺族年金	退職年金についての最短退職年金受給年限以上	<u>845,100円</u>
	9年以上退職年金についての最短退職年金受給年限未満	<u>633,800円</u>
	6年以上9年未満	<u>507,000円</u>

に給する退職年金	職年金受給年限以上	
	9年以上退職年金についての最短退職年金受給年限未満	<u>889,400円</u>
	6年以上9年未満	<u>711,500円</u>
	6年未満	<u>595,100円</u>
65歳未満の者に給する退職年金(公務傷病年金に併給される退職年金を除く。)	退職年金についての最短退職年金受給年限以上	<u>889,400円</u>
65歳未満の者で公務傷病年金を受けるものに給する退職年金	9年以上	<u>889,400円</u>
	6年以上9年未満	<u>711,500円</u>
	6年未満	<u>595,100円</u>
遺族年金	退職年金についての最短退職年金受給年限以上	<u>829,200円</u>
	9年以上退職年金についての最短退職年金受給年限未満	<u>621,900円</u>
	6年以上9年未満	<u>497,500円</u>

	満			満	
	6年未満	<u>431,900円</u>		6年未満	<u>423,800円</u>
2	(略)				
3	令和8年3月31日以前に給与事由の生じた第1項に規定する退職年金又は遺族年金の同月分までの年額については、なお従前の例による。				
2	(略)				
3	令和7年3月31日以前に給与事由の生じた第1項に規定する退職年金又は遺族年金の同月分までの年額については、なお従前の例による。				

(船橋市吏員恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 船橋市吏員恩給条例等の一部を改正する条例（昭和51年船橋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (遺族年金の年額に係る加算の特例) 第5条 船橋市吏員恩給条例第38条第1項第2号に規定する遺族年金を受ける者が60歳以上の妻である場合には、その年額に、<u>162,000円</u>を加えるものとする。 2 (略)	附 則 (遺族年金の年額に係る加算の特例) 第5条 船橋市吏員恩給条例第38条第1項第2号に規定する遺族年金を受ける者が60歳以上の妻である場合には、その年額に、<u>159,000円</u>を加えるものとする。 2 (略)

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の船橋市吏員恩給条例の一部を改正する条例の規定及び第2条の規定による改正後の船橋市吏員恩給条例等の一部を改正する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(市吏員等の退職年金等の年額の改定)

第2条 市吏員に給する退職年金又はその者の遺族に給する遺族年金については、令和8年4月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、改正後の恩給に関する条例の規定によって算出して得た年額（50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）に改定する。

(遺族年金に関する経過措置)

第3条 船橋市吏員恩給条例等の一部を改正する条例（昭和51年船橋市条例第34号）

附則第5条第1項の規定による年額の加算をされた遺族年金については、令和8年4月分以降、その加算の年額を、改正後の同項に規定する年額に改定する。

(職権改定)

第4条 この条例の附則の規定による退職年金年額又は遺族年金年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

附則別表

恩給年額の計算の基礎となっている給料年額	仮定給料年額
2, 384, 900円	2, 430, 400円
2, 505, 300円	2, 553, 100円
2, 638, 400円	2, 688, 800円
2, 706, 400円	2, 758, 100円
2, 771, 200円	2, 824, 100円
2, 863, 800円	2, 918, 500円
2, 918, 300円	2, 974, 000円
3, 076, 100円	3, 134, 800円
3, 154, 500円	3, 214, 800円
3, 236, 200円	3, 298, 000円
3, 393, 700円	3, 458, 600円
3, 552, 500円	3, 620, 300円
3, 593, 900円	3, 662, 600円
3, 725, 100円	3, 796, 300円
3, 911, 300円	3, 986, 000円
4, 095, 800円	4, 174, 000円
4, 209, 600円	4, 290, 000円
4, 320, 700円	4, 403, 200円
4, 546, 100円	4, 632, 900円
4, 766, 800円	4, 857, 800円
4, 810, 100円	4, 902, 000円
4, 981, 600円	5, 076, 800円
5, 197, 900円	5, 297, 200円
5, 413, 100円	5, 516, 500円
5, 626, 800円	5, 734, 300円
5, 761, 700円	5, 871, 800円
5, 905, 500円	6, 018, 300円
6, 182, 400円	6, 300, 500円
6, 446, 400円	6, 569, 500円
6, 587, 100円	6, 712, 900円
6, 720, 700円	6, 849, 100円

6, 9 8 5, 8 0 0 円	7, 1 1 9, 2 0 0 円
7, 1 0 4, 0 0 0 円	7, 2 3 9, 7 0 0 円
7, 2 3 4, 7 0 0 円	7, 3 7 2, 9 0 0 円
7, 4 6 5, 8 0 0 円	7, 6 0 8, 5 0 0 円
7, 6 9 9, 3 0 0 円	7, 8 4 6, 4 0 0 円
7, 7 4 2, 9 0 0 円	7, 8 9 0, 8 0 0 円
7, 7 8 4, 0 0 0 円	7, 9 3 2, 7 0 0 円
7, 8 2 5, 3 0 0 円	7, 9 7 4, 8 0 0 円
7, 9 2 2, 0 0 0 円	8, 0 7 3, 3 0 0 円
8, 1 1 7, 6 0 0 円	8, 2 7 2, 7 0 0 円
8, 3 1 3, 1 0 0 円	8, 4 7 1, 9 0 0 円
8, 4 0 9, 7 0 0 円	8, 5 7 0, 4 0 0 円
8, 5 0 8, 9 0 0 円	8, 6 7 1, 4 0 0 円

理 由

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正にならい、退職年金及び遺族年金の年額について改定を行うため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第8号

船橋市議会議員及び船橋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年8月27日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市議会議員及び船橋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

船橋市議会議員及び船橋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成5年船橋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(選挙運動用ビラの作成の公営) 第6条 候補者は、 <u>8円38銭</u> に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 (選挙運動用ビラの作成の公費の支払) 第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が <u>8円38銭</u> を超える場合には、 <u>8円38銭</u>)に、当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚	(選挙運動用ビラの作成の公営) 第6条 候補者は、 <u>7円73銭</u> に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 (選挙運動用ビラの作成の公費の支払) 第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が <u>7円73銭</u> を超える場合には、 <u>7円73銭</u>)に、当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚

数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公営)

第9条 候補者は、30円73銭に当該選挙のポスター掲示場の数から500を減じて得た数を乗じて得た金額に609,690円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。第11条において同じ。)に、選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、30円73銭に当該選挙のポスター掲示場の数から500を減じて得た数を乗じて得た金額に609,690円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額を超える場合には、当該除して得た金額)に、当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の

数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公営)

第9条 候補者は、28円35銭に当該選挙のポスター掲示場の数から500を減じて得た数を乗じて得た金額に586,905円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。第11条において同じ。)に、選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、28円35銭に当該選挙のポスター掲示場の数から500を減じて得た数を乗じて得た金額に586,905円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額を超える場合には、当該除して得た金額)に、当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の

範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対し支払う。

範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市議会議員及び船橋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

理 由

公職選挙法施行令の一部改正にならい、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9号

船橋市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年8月27日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

船橋市認可地縁団体印鑑条例（平成6年船橋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(登録) 第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該申請に係る書面に記載されている事項について当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)<u>第18条の3第1項</u>の規定により作成された台帳(以下「地縁団体台帳」という。)の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項との照合その他の審査をした上、認可地縁団体印鑑登録原票(以下「登録原票」という。)に登録するものとする。 2 (略) (代理人による申請) 第11条 地方自治法施行規則<u>第19条第1項第1号</u>の規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任する旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請を	(登録) 第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該申請に係る書面に記載されている事項について当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)<u>第21条第2項</u>の規定により作成された台帳(以下「地縁団体台帳」という。)の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項との照合その他の審査をした上、認可地縁団体印鑑登録原票(以下「登録原票」という。)に登録するものとする。 2 (略) (代理人による申請) 第11条 地方自治法施行規則<u>第19条第1項第1号</u>の規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任する旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請を

することができる。 2 (略)	をすることができる。 2 (略)
-------------------------------	--------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

船橋市景観条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年8月27日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市景観条例の一部を改正する条例

船橋市景観条例（平成22年船橋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(届出を要する行為) 第3条（略） 2及び3（略） 4 第1項に規定する行為に係る法第16条第2項に規定する条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により第1項の行為が <u>同条第8項各号</u> に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 (届出を要しない行為) 第4条 法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(6)（略）	(届出を要する行為) 第3条（略） 2及び3（略） 4 第1項に規定する行為に係る法第16条第2項に規定する条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により第1項の行為が <u>同条第7項各号</u> に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 (届出を要しない行為) 第4条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(6)（略）

附 則

この条例は、公布の日又は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

理 由

景観法の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 11 号

船橋市放課後ルーム条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市放課後ルーム条例の一部を改正する条例

船橋市放課後ルーム条例（平成 11 年船橋市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(児童育成料) 第6条 （略） <u>2 前項の規定にかかわらず、平日(船橋市の 休日を定める条例(平成元年船橋市条例第 12号)第1条第1項各号に掲げる日を除いた 日をいう。)</u> について、午後5時からルーム を使用することができる児童として入所 の許可を受けたものに係る児童育成料は、 前項中「10,000円」とあるのは「6,000円」 と、「8,000円」とあるのは「4,000円」と する。	(児童育成料) 第6条 （略）

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

放課後ルームに新たな利用方法を導入するため、児童育成料について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 12 号

船橋市立リハビリテーション病院空調設備その他改修工事請負契約の締結について

船橋市立リハビリテーション病院空調設備その他改修工事について、次のとおり請負契約を締結する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 船橋市立リハビリテーション病院空調設備その他改修工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札【総合評価型】 |
| 3 | 契 約 金 額 | 2, 8 9 8, 5 0 0, 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 三建・不二特定建設工事共同企業体
構成員（代表者）
千葉県千葉市中央区中央 1 丁目 1 番 3 号
三建設備工業株式会社 東関東支店
執行役員支店長 小 島 直 樹
構成員
千葉県船橋市金杉町 8 9 3 番地の 1
不二公業株式会社
代表取締役 小 原 智 |

理 由

船橋市立リハビリテーション病院空調設備その他改修工事を執行するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 13 号

令和 8 年度特別教室・特別支援学級電子黒板導入（北部・西部）物品供給契約の締結について

令和 8 年度特別教室・特別支援学級電子黒板（北部・西部）の購入について、次のとおり物品供給契約を締結する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 令和 8 年度特別教室・特別支援学級電子黒板（北部・西部）の購入 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 102,388,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 千葉県船橋市八木が谷 1 丁目 11 番 28 号
ダイイチサプライ株式会社
代表取締役 竹 内 祐 二 |

理 由

令和 8 年度特別教室・特別支援学級電子黒板（北部・西部）を購入するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 14 号

令和 8 年度特別教室・特別支援学級電子黒板導入（南部・東部）物品供給契約の締結について

令和 8 年度特別教室・特別支援学級電子黒板（南部・東部）の購入について、次のとおり物品供給契約を締結する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 令和 8 年度特別教室・特別支援学級電子黒板（南部・東部）の購入 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 82,302,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 千葉県船橋市八木が谷 1 丁目 11 番 28 号
ダイイチサプライ株式会社
代表取締役 竹 内 祐 二 |

理 由

令和 8 年度特別教室・特別支援学級電子黒板（南部・東部）を購入するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 15 号

船橋市本庁舎 1 階特定天井改修工事請負契約の変更について

令和 8 年 3 月 25 日議決を経た船橋市本庁舎 1 階特定天井改修工事（契約の相手方 鹿島建設株式会社）について、次のとおり契約内容を変更する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

記

契 約 金 額	変更前	308,000,000 円
	変更後	313,304,200 円

理 由

令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置により、契約内容を変更する必要がある。

議案第16号

(仮称) 船橋市消防局・消防指令センター新築機械設備工事請負契約の変更について

令和8年3月25日議決を経た(仮称) 船橋市消防局・消防指令センター新築機械設備工事(契約の相手方 日比谷総合設備株式会社)について、次のとおり契約内容を変更する。

令和8年8月27日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

記

契 約 金 額	変更前	860,200,000円
	変更後	867,570,000円

理 由

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置により、契約内容を変更する必要がある。

議案第 17 号

船橋市立海神中学校校舎建替工事請負契約の変更について

令和 8 年 3 月 25 日議決を経た船橋市立海神中学校校舎建替工事（契約の相手方 松井・小田原特定建設工事共同企業体）について、次のとおり契約内容を変更する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

記

契 約 金 額	変更前	3, 2 1 2, 0 0 0, 0 0 0 円
	変更後	3, 2 1 9, 6 9 1, 2 0 0 円

理 由

令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置により、契約内容を変更する必要がある。

議案第18号

船橋市立海神中学校校舎建替電気設備工事請負契約の変更について

令和8年3月25日議決を経た船橋市立海神中学校校舎建替電気設備工事（契約の相手方 共立・三晃特定建設工事共同企業体）について、次のとおり契約内容を変更する。

令和8年8月27日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

記

契 約 金 額	変更前	510,290,000円
	変更後	514,690,000円

理 由

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置により、契約内容を変更する必要がある。

議案第 19 号

船橋市立海神中学校校舎建替機械設備工事請負契約の変更について

令和 8 年 3 月 25 日議決を経た船橋市立海神中学校校舎建替機械設備工事（契約の相手方 ヤマト・不二特定建設工事共同企業体）について、次のとおり契約内容を変更する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

記

契 約 金 額	変更前	5 1 2 , 1 6 0 , 0 0 0 円
	変更後	5 1 8 , 4 3 0 , 0 0 0 円

理 由

令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置により、契約内容を変更する必要がある。

議案第20号

船橋市立宮本中学校校舎建替工事請負契約の変更について

令和8年3月25日議決を経た船橋市立宮本中学校校舎建替工事（契約の相手方 R N 建設・ティーエスケー特定建設工事共同企業体）について、次のとおり契約内容を変更する。

令和8年8月27日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

記

契 約 金 額	変更前	2, 3 9 6, 9 0 0, 0 0 0 円
	変更後	2, 4 0 0, 2 0 0, 0 0 0 円

理 由

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置により、契約内容を変更する必要がある。

議案第 21 号

船橋市立リハビリテーション病院の指定管理者の指定の期間の変更について

令和 8 年 3 月 25 日議決を経た船橋市立リハビリテーション病院の指定管理者（医療法人社団輝生会）の指定の期間について、次のとおり変更する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

指定の期間	変更前	平成 20 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
	変更後	平成 20 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

理 由

船橋市立リハビリテーション病院の指定管理者の指定の期間の変更について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 2 2 号

市道の路線認定及び変更について

市道の路線を次のとおり認定及び変更する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

認定

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
27-101	藤原 5 丁目 345-27	藤原 5 丁目 345-30	6. 00 6. 00	69. 86	
27-102	藤原 5 丁目 345-15	藤原 5 丁目 345-19	6. 00 6. 00	46. 73	
50-254	飯山満町 1 丁目 913-14	飯山満町 1 丁目 915-3	6. 50 6. 50	20. 08	
65-099	二和東 4 丁目 101-38	二和東 4 丁目 101-49	6. 00 6. 00	130. 78	
合 計				267. 45	

変更

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
64-107	三咲 3 丁目 229-8	三咲 3 丁目 229-15	6.00 6.01	92.39	変更前
64-107	三咲 3 丁目 229-8	三咲 3 丁目 229-22	6.00 6.00	144.97	変更後
				52.58	
合 計				52.58	

理 由

市道の路線認定及び変更について、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 23 号

区域外市道の路線の認定を承諾することについて

区域外市道の路線の認定について、八千代市長から協議がなされたので、承諾する旨回答するものとする。

令和 8 年 8 月 27 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

記

1 協議に係る路線

起点 船橋市坪井東 6 丁目 1 3 6 6 番 3 3 地先

終点 船橋市坪井町 1 3 0 番 1 地先

延長 1 1 0 . 6 5 m (路線全体 2 9 8 . 5 2 m)

面積 9 6 1 . 0 0 m² (路線全体 2 , 8 7 5 . 0 0 m²)

幅員 6 . 7 0 m ~ 1 5 . 5 0 m

2 協議箇所

船橋市坪井町 1 3 0 番 2

船橋市坪井町 1 3 2 番 2

船橋市坪井町 1 4 8 番 2

理 由

道路法第8条第3項の規定による協議を承諾するにあたり、同条第4項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 24 号

教育委員会委員任命の同意を求めることについて

教育委員会委員蓮池 政貴は、令和 8 年 10 月 15 日をもって任期が満了するので、引き続き同人を委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 8 月 27 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

認定第 1 号

決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度船橋市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 市税		113,712,900,000
	10 市民税	56,345,300,000
	15 固定資産税	41,677,700,000
	20 軽自動車税	767,200,000
	25 市たばこ税	3,977,000,000
	30 特別土地保有税	100,000
	32 入湯税	3,000,000
	35 事業所税	2,214,500,000
	40 都市計画税	8,728,100,000
15 地方譲与税		982,900,000
	12 地方揮発油譲与税	205,500,000
	15 自動車重量譲与税	669,800,000
	22 森林環境譲与税	80,000,000
	25 特別とん譲与税	27,600,000
20 利子割交付金		100,100,000
	10 利子割交付金	100,100,000
21 配当割交付金		815,000,000
	10 配当割交付金	815,000,000
23 株式等譲渡所得割交付金		967,400,000
	10 株式等譲渡所得割交付金	967,400,000
24 地方消費税交付金		16,981,200,000
	10 地方消費税交付金	16,981,200,000
25 ゴルフ場利用税交付金		3,100,000
	10 ゴルフ場利用税交付金	3,100,000
26 法人事業税交付金		1,273,600,000
	10 法人事業税交付金	1,273,600,000
30 自動車取得税交付金		100,000
	10 自動車取得税交付金	100,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
117,748,794,948	115,851,106,442	142,335,998	1,755,352,508	2,138,206,442
59,342,947,524	57,976,312,087	103,869,423	1,262,766,014	1,631,012,087
42,500,783,272	42,105,484,651	27,628,035	367,670,586	427,784,651
820,219,677	784,052,060	3,232,900	32,934,717	16,852,060
3,929,515,716	3,929,515,716	0	0	△47,484,284
0	0	0	0	△100,000
3,411,400	3,411,400	0	0	411,400
2,283,004,426	2,281,510,100	1,011,436	482,890	67,010,100
8,868,912,933	8,770,820,428	6,594,204	91,498,301	42,720,428
1,118,319,144	1,118,319,144	0	0	135,419,144
231,798,000	231,798,000	0	0	26,298,000
770,174,000	770,174,000	0	0	100,374,000
76,937,000	76,937,000	0	0	△3,063,000
39,410,144	39,410,144	0	0	11,810,144
215,047,000	215,047,000	0	0	114,947,000
215,047,000	215,047,000	0	0	114,947,000
1,173,471,000	1,173,471,000	0	0	358,471,000
1,173,471,000	1,173,471,000	0	0	358,471,000
1,955,117,000	1,955,117,000	0	0	987,717,000
1,955,117,000	1,955,117,000	0	0	987,717,000
16,827,595,000	16,827,595,000	0	0	△153,605,000
16,827,595,000	16,827,595,000	0	0	△153,605,000
3,344,187	3,344,187	0	0	244,187
3,344,187	3,344,187	0	0	244,187
1,297,172,000	1,297,172,000	0	0	23,572,000
1,297,172,000	1,297,172,000	0	0	23,572,000
0	0	0	0	△100,000
0	0	0	0	△100,000

款	項	予 算 現 額
31 環境性能割交付金		239,700,000
	10 環境性能割交付金	239,700,000
35 国有提供施設等所在市助成交付金		200,000,000
	10 国有提供施設等所在市助成交付金	200,000,000
37 地方特例交付金		1,063,100,000
	10 地方特例交付金	1,061,300,000
	30 新型コロナウイルス感染症対策地 方税減収補填特別交付金	1,800,000
40 地方交付税		10,468,750,000
	10 地方交付税	10,468,750,000
45 交通安全対策特別交付金		53,600,000
	10 交通安全対策特別交付金	53,600,000
50 分担金及び負担金		1,301,984,000
	10 負担金	1,301,984,000
55 使用料及び手数料		4,703,500,000
	10 使用料	3,028,730,000
	15 手数料	1,674,770,000
60 国庫支出金		61,472,577,000
	10 国庫負担金	43,592,381,000
	15 国庫補助金	17,738,486,000
	20 委託金	141,710,000
65 県支出金		17,918,991,000
	10 県負担金	11,913,039,000
	15 県補助金	3,891,945,000
	20 委託金	2,114,007,000
70 財産収入		785,244,000
	10 財産運用収入	589,214,000
	15 財産売払収入	196,030,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
205,514,000	205,514,000	0	0	△34,186,000
205,514,000	205,514,000	0	0	△34,186,000
233,286,000	233,286,000	0	0	33,286,000
233,286,000	233,286,000	0	0	33,286,000
663,182,000	663,182,000	0	0	△399,918,000
661,501,000	661,501,000	0	0	△399,799,000
1,681,000	1,681,000	0	0	△119,000
10,686,918,000	10,686,918,000	0	0	218,168,000
10,686,918,000	10,686,918,000	0	0	218,168,000
43,936,000	43,936,000	0	0	△9,664,000
43,936,000	43,936,000	0	0	△9,664,000
1,265,921,054	1,250,167,641	126,980	15,626,433	△51,816,359
1,265,921,054	1,250,167,641	126,980	15,626,433	△51,816,359
4,786,582,835	4,714,180,291	2,230,082	70,172,462	10,680,291
3,172,051,580	3,100,587,732	2,148,560	69,315,288	71,857,732
1,614,531,255	1,613,592,559	81,522	857,174	△61,177,441
58,740,754,381	57,354,376,381	0	1,386,378,000	△4,118,200,619
42,704,820,832	42,592,519,832	0	112,301,000	△999,861,168
15,870,276,435	14,596,199,435	0	1,274,077,000	△3,142,286,565
165,657,114	165,657,114	0	0	23,947,114
17,049,821,774	16,871,062,774	0	178,759,000	△1,047,928,226
11,700,289,493	11,700,289,493	0	0	△212,749,507
3,402,845,529	3,224,086,529	0	178,759,000	△667,858,471
1,946,686,752	1,946,686,752	0	0	△167,320,248
742,323,468	741,944,340	379,128	0	△43,299,660
589,235,123	588,855,995	379,128	0	△358,005
153,088,345	153,088,345	0	0	△42,941,655

款	項	予 算 現 額
75 寄附金		1,905,522,000
	10 寄附金	1,905,522,000
80 繰入金		9,469,380,000
	10 基金繰入金	9,264,380,000
	15 特別会計繰入金	205,000,000
85 繰越金		2,069,754,292
	10 繰越金	2,069,754,292
90 諸収入		9,578,749,000
	10 延滞金・加算金及び過料	169,170,000
	15 市預金利子	340,000
	20 貸付金元利収入	2,773,060,000
	25 受託事業収入	694,160,000
	30 収益事業収入	240,000,000
	35 雑入	5,702,019,000
95 市債		22,014,800,000
	10 市債	22,014,800,000
歳 入 合 計		278,081,951,292

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
1,970,451,040	1,970,451,040	0	0	64,929,040
1,970,451,040	1,970,451,040	0	0	64,929,040
5,510,602,058	5,510,602,058	0	0	△3,958,777,942
5,309,620,051	5,309,620,051	0	0	△3,954,759,949
200,982,007	200,982,007	0	0	△4,017,993
2,069,754,292	2,069,754,292	0	0	0
2,069,754,292	2,069,754,292	0	0	0
11,043,555,010	9,754,728,590	63,203,298	1,225,623,122	175,979,590
134,676,960	133,646,333	76,300	954,327	△35,523,667
6,633,328	6,633,328	0	0	6,293,328
2,771,912,319	2,755,218,035	30,000	16,664,284	△17,841,965
683,740,459	683,740,459	0	0	△10,419,541
300,000,000	300,000,000	0	0	60,000,000
7,146,591,944	5,875,490,435	63,096,998	1,208,004,511	173,471,435
13,522,700,000	13,522,700,000	0	0	△8,492,100,000
13,522,700,000	13,522,700,000	0	0	△8,492,100,000
268,874,162,191	264,033,975,180	208,275,486	4,631,911,525	△14,047,976,112

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 議会費		1,038,900,000
	10 議会費	1,038,900,000
15 総務費		29,846,687,719
	10 総務管理費	24,565,763,467
	15 徴税費	1,934,140,000
	20 戸籍住民基本台帳費	1,782,290,000
	25 選挙費	958,727,000
	30 統計調査費	467,797,252
	35 監査委員費	137,970,000
20 民生費		130,130,878,206
	10 社会福祉費	45,358,219,306
	15 児童福祉費	66,424,960,030
	20 生活保護費	18,332,478,870
	25 災害救助費	15,220,000
25 衛生費		19,288,457,000
	10 保健衛生費	11,897,057,000
	15 清掃費	7,391,400,000
30 労働費		197,500,000
	10 労働諸費	197,500,000
35 農林水産業費		544,898,000
	10 農業費	453,778,001
	15 林業費	62,173,941
	20 水産業費	28,946,058
40 商工費		4,952,542,694
	10 商工費	4,952,542,694
45 土木費		29,887,608,442
	10 土木管理費	807,405,632
	15 道路橋りょう費	5,544,132,759

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
999,728,566	0	39,171,434	39,171,434
999,728,566	0	39,171,434	39,171,434
25,636,922,639	2,049,800,455	2,159,964,625	4,209,765,080
20,873,865,600	2,049,800,455	1,642,097,412	3,691,897,867
1,840,051,607	0	94,088,393	94,088,393
1,638,098,442	0	144,191,558	144,191,558
748,275,867	0	210,451,133	210,451,133
399,548,532	0	68,248,720	68,248,720
137,082,591	0	887,409	887,409
125,447,293,994	450,258,691	4,233,325,521	4,683,584,212
42,907,621,720	334,908,691	2,115,688,895	2,450,597,586
64,444,783,754	115,350,000	1,864,826,276	1,980,176,276
18,085,430,697	0	247,048,173	247,048,173
9,457,823	0	5,762,177	5,762,177
18,434,407,794	44,715,176	809,334,030	854,049,206
11,240,832,088	44,715,176	611,509,736	656,224,912
7,193,575,706	0	197,824,294	197,824,294
176,018,742	0	21,481,258	21,481,258
176,018,742	0	21,481,258	21,481,258
507,485,563	0	37,412,437	37,412,437
426,756,140	0	27,021,861	27,021,861
52,541,182	0	9,632,759	9,632,759
28,188,241	0	757,817	757,817
4,589,670,180	301,650,000	61,222,514	362,872,514
4,589,670,180	301,650,000	61,222,514	362,872,514
23,283,951,507	4,733,088,426	1,870,568,509	6,603,656,935
798,296,288	0	9,109,344	9,109,344
4,146,125,675	1,188,200,999	209,806,085	1,398,007,084

款	項	予 算 現 額
	20 河川費	2,830,544,000
	25 港湾費	56,069,709
	30 都市計画費	19,215,830,342
	35 住宅費	1,433,626,000
50 消防費		7,664,058,000
	10 消防費	7,664,058,000
55 教育費		34,402,655,757
	10 教育総務費	6,886,705,019
	15 小学校費	6,712,887,318
	20 中学校費	3,728,861,531
	25 高等学校費	1,580,442,237
	30 特別支援学校費	354,025,619
	35 社会教育費	6,382,615,452
	40 保健体育費	8,757,118,581
65 公債費		19,940,800,000
	10 公債費	19,940,800,000
75 予備費		186,965,474
	10 予備費	186,965,474
歳 出	合 計	278,081,951,292

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1,968,139,294	670,560,640	191,844,066	862,404,706
30,168,754	17,690,000	8,210,955	25,900,955
15,235,479,875	2,636,636,787	1,343,713,680	3,980,350,467
1,105,741,621	220,000,000	107,884,379	327,884,379
7,446,723,480	0	217,334,520	217,334,520
7,446,723,480	0	217,334,520	217,334,520
30,088,545,693	2,228,660,340	2,085,449,724	4,314,110,064
6,437,813,186	10,515,400	438,376,433	448,891,833
4,886,716,811	1,259,102,000	567,068,507	1,826,170,507
2,753,605,761	755,565,000	219,690,770	975,255,770
1,285,305,360	0	295,136,877	295,136,877
312,106,471	34,540,000	7,379,148	41,919,148
5,829,770,464	166,880,940	385,964,048	552,844,988
8,583,227,640	2,057,000	171,833,941	173,890,941
19,855,577,600	0	85,222,400	85,222,400
19,855,577,600	0	85,222,400	85,222,400
0	0	186,965,474	186,965,474
0	0	186,965,474	186,965,474
256,466,325,758	9,808,173,088	11,807,452,446	21,615,625,534

歳入歳出差引残額 7,567,649,422円

うち基金繰入額 3,624,608,334円

令和 8 年 8 月 27 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第2号

決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度船橋市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月27日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 国民健康保険料		10,333,400,000
	10 国民健康保険料	10,333,400,000
15 国庫支出金		273,700,000
	15 国庫補助金	273,700,000
25 県支出金		34,255,200,000
	10 県補助金	34,255,200,000
33 財産収入		600,000
	10 財産運用収入	600,000
35 繰入金		5,816,667,000
	10 他会計繰入金	5,809,667,000
	15 基金繰入金	7,000,000
40 繰越金		100,000
	10 繰越金	100,000
45 諸収入		174,600,000
	10 延滞金・加算金及び過料	109,020,000
	30 雑入	65,580,000
歳 入	合 計	50,854,267,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
12,805,235,222	10,678,045,437	266,158,930	1,861,030,855	344,645,437
12,805,235,222	10,678,045,437	266,158,930	1,861,030,855	344,645,437
286,333,181	286,333,181	0	0	12,633,181
286,333,181	286,333,181	0	0	12,633,181
32,761,367,703	32,761,367,703	0	0	△1,493,832,297
32,761,367,703	32,761,367,703	0	0	△1,493,832,297
468,492	468,492	0	0	△131,508
468,492	468,492	0	0	△131,508
5,434,269,472	5,434,269,472	0	0	△382,397,528
5,427,269,472	5,427,269,472	0	0	△382,397,528
7,000,000	7,000,000	0	0	0
440,925	440,925	0	0	340,925
440,925	440,925	0	0	340,925
190,942,452	175,838,882	5,073,687	10,029,883	1,238,882
93,989,681	93,983,381	0	6,300	△15,036,619
96,952,771	81,855,501	5,073,687	10,023,583	16,275,501
51,479,057,447	49,336,764,092	271,232,617	1,871,060,738	△1,517,502,908

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 総務費		1,389,167,000
	10 総務管理費	1,097,167,000
	15 徴収費	292,000,000
15 保険給付費		33,746,100,000
	10 療養諸費	29,028,275,405
	15 高額療養費	4,552,543,234
	17 移送費	100,000
	20 出産育児諸費	128,481,361
	25 葬祭諸費	36,500,000
	30 傷病手当金	200,000
21 国民健康保険事業費納付金		15,053,000,000
	10 医療給付費分	10,015,420,000
	15 後期高齢者支援金等分	3,716,480,000
	20 介護納付金分	1,321,100,000
30 保健事業費		486,000,000
	10 保健事業費	18,270,000
	15 特定健康診査等事業費	467,730,000
35 諸支出金		80,000,000
	10 償還金及び還付加算金	80,000,000
40 予備費		100,000,000
	10 予備費	100,000,000
歳 出 合 計		50,854,267,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1,291,972,324	0	97,194,676	97,194,676
1,027,167,777	0	69,999,223	69,999,223
264,804,547	0	27,195,453	27,195,453
32,340,427,535	0	1,405,672,465	1,405,672,465
27,858,634,336	0	1,169,641,069	1,169,641,069
4,325,742,041	0	226,801,193	226,801,193
0	0	100,000	100,000
125,401,158	0	3,080,203	3,080,203
30,650,000	0	5,850,000	5,850,000
0	0	200,000	200,000
15,052,982,528	0	17,472	17,472
10,015,413,451	0	6,549	6,549
3,716,473,276	0	6,724	6,724
1,321,095,801	0	4,199	4,199
435,528,615	0	50,471,385	50,471,385
16,489,132	0	1,780,868	1,780,868
419,039,483	0	48,690,517	48,690,517
77,566,846	0	2,433,154	2,433,154
77,566,846	0	2,433,154	2,433,154
0	0	100,000,000	100,000,000
0	0	100,000,000	100,000,000
49,198,477,848	0	1,655,789,152	1,655,789,152

歳入歳出差引残額 138,286,244円

うち基金繰入額 138,000,000円

令和 8 年 8 月 27 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第3号

決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度船橋市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月27日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 繰入金		478,000,000
	10 繰入金	478,000,000
20 市債		293,700,000
	10 市債	293,700,000
歳 入	合 計	771,700,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
473,535,292	473,535,292	0	0	△4,464,708
473,535,292	473,535,292	0	0	△4,464,708
277,700,000	277,700,000	0	0	△16,000,000
277,700,000	277,700,000	0	0	△16,000,000
751,235,292	751,235,292	0	0	△20,464,708

歲 出

款	項	予 算 現 額
10 公共用地先行取得事業費		293,700,000
	10 公共用地先行取得事業費	293,700,000
15 公債費		477,000,000
	10 公債費	477,000,000
20 予備費		1,000,000
	10 予備費	1,000,000
歲 出 合 計		771,700,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
277,727,120	0	15,972,880	15,972,880
277,727,120	0	15,972,880	15,972,880
473,508,172	0	3,491,828	3,491,828
473,508,172	0	3,491,828	3,491,828
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
751,235,292	0	20,464,708	20,464,708

歳入歳出差引残額

0円

令和 8 年 8 月 27 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第4号

決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度船橋市船橋駅南口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月27日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
20 財産収入		570,850,000
	5 財産運用収入	570,850,000
25 繰入金		63,900,000
	10 繰入金	63,900,000
30 繰越金		10,000
	10 繰越金	10,000
35 諸収入		56,240,000
	15 雑入	56,240,000
歳 入 合 計		691,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
574,331,910	574,331,910	0	0	3,481,910
574,331,910	574,331,910	0	0	3,481,910
47,200,000	47,200,000	0	0	△16,700,000
47,200,000	47,200,000	0	0	△16,700,000
36,166	36,166	0	0	26,166
36,166	36,166	0	0	26,166
51,372,844	51,372,844	0	0	△4,867,156
51,372,844	51,372,844	0	0	△4,867,156
672,940,920	672,940,920	0	0	△18,059,080

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 再開発事業費		306,400,000
	15 事業費	306,400,000
15 公債費		383,600,000
	10 公債費	383,600,000
20 予備費		1,000,000
	10 予備費	1,000,000
歳 出	合 計	691,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
289,357,542	0	17,042,458	17,042,458
289,357,542	0	17,042,458	17,042,458
383,524,180	0	75,820	75,820
383,524,180	0	75,820	75,820
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
672,881,722	0	18,118,278	18,118,278

歳入歳出差引残額

59,198円

令和 8 年 8 月 27 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第5号

決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度船橋市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月27日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 介護保険料		12,163,900,000
	10 介護保険料	12,163,900,000
15 国庫支出金		12,165,091,000
	10 国庫負担金	9,387,630,000
	15 国庫補助金	2,777,461,000
20 支払基金交付金		14,276,410,000
	10 支払基金交付金	14,276,410,000
25 県支出金		7,554,075,000
	10 県負担金	7,334,540,000
	20 県補助金	219,535,000
30 財産収入		2,000,000
	10 財産運用収入	2,000,000
40 繰入金		8,675,424,000
	10 他会計繰入金	8,527,275,000
	15 基金繰入金	148,149,000
45 繰越金		36,748,000
	10 繰越金	36,748,000
50 諸収入		55,100,000
	10 延滞金・加算金及び過料	830,000
	15 市預金利子	10,000
	20 受託事業収入	970,000
	25 雑入	53,290,000
歳 入 合 計		54,928,748,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
12,508,218,849	12,294,606,854	51,939,854	161,672,141	130,706,854
12,508,218,849	12,294,606,854	51,939,854	161,672,141	130,706,854
12,530,714,570	12,530,714,570	0	0	365,623,570
9,619,396,103	9,619,396,103	0	0	231,766,103
2,911,318,467	2,911,318,467	0	0	133,857,467
14,078,197,572	14,078,197,572	0	0	△198,212,428
14,078,197,572	14,078,197,572	0	0	△198,212,428
7,753,103,745	7,753,103,745	0	0	199,028,745
7,545,980,198	7,545,980,198	0	0	211,440,198
207,123,547	207,123,547	0	0	△12,411,453
3,512,961	3,512,961	0	0	1,512,961
3,512,961	3,512,961	0	0	1,512,961
8,308,020,854	8,308,020,854	0	0	△367,403,146
8,308,020,854	8,308,020,854	0	0	△219,254,146
0	0	0	0	△148,149,000
36,747,811	36,747,811	0	0	△189
36,747,811	36,747,811	0	0	△189
60,453,560	59,677,842	0	775,718	4,577,842
1,161,460	1,096,760	0	64,700	266,760
0	0	0	0	△10,000
864,000	864,000	0	0	△106,000
58,428,100	57,717,082	0	711,018	4,427,082
55,278,969,922	55,064,582,209	51,939,854	162,447,859	135,834,209

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 総務費		1,436,500,000
	10 総務管理費	948,480,000
	15 徴収費	35,570,000
	20 介護認定審査会費	452,450,000
15 保険給付費		51,379,900,000
	10 介護サービス等諸費	48,923,846,888
	15 高額介護サービス等費	1,450,009,168
	17 高額医療合算介護サービス等費	223,319,612
	20 特別給付費	5,000,000
	25 特定入所者介護サービス等費	777,724,332
22 地域支援事業費		1,699,800,000
	11 介護予防・生活支援サービス事業費	1,425,855,700
	12 一般介護予防事業費	86,880,000
	15 包括的支援事業・任意事業費	183,990,000
	20 その他諸費	3,074,300
30 基金積立金		170,700,000
	10 基金積立金	170,700,000
35 諸支出金		237,718,000
	10 償還金及び還付加算金	57,718,000
	20 災害臨時特例利用者負担額軽減支援費	1,600,000
	25 繰出金	178,400,000
40 予備費		4,130,000
	10 予備費	4,130,000
歳 出 合 計		54,928,748,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1,304,594,394	0	131,905,606	131,905,606
892,055,653	0	56,424,347	56,424,347
32,627,994	0	2,942,006	2,942,006
379,910,747	0	72,539,253	72,539,253
50,932,657,563	0	447,242,437	447,242,437
48,572,777,986	0	351,068,902	351,068,902
1,449,943,003	0	66,165	66,165
223,316,171	0	3,441	3,441
2,655,031	0	2,344,969	2,344,969
683,965,372	0	93,758,960	93,758,960
1,650,223,306	0	49,576,694	49,576,694
1,399,966,214	0	25,889,486	25,889,486
71,833,313	0	15,046,687	15,046,687
175,432,029	0	8,557,971	8,557,971
2,991,750	0	82,550	82,550
3,512,961	0	167,187,039	167,187,039
3,512,961	0	167,187,039	167,187,039
231,918,070	0	5,799,930	5,799,930
57,162,033	0	555,967	555,967
369,306	0	1,230,694	1,230,694
174,386,731	0	4,013,269	4,013,269
0	0	4,130,000	4,130,000
0	0	4,130,000	4,130,000
54,122,906,294	0	805,841,706	805,841,706

歳入歳出差引残額 941,675,915円

うち基金繰入額 359,110,611円

令和 8 年 8 月 27 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第 6 号

決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度船橋市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 繰入金		1,000,000
	10 繰入金	1,000,000
20 繰越金		74,300,000
	10 繰越金	74,300,000
30 諸収入		41,700,000
	10 貸付金元利収入	41,310,000
	30 雑入	390,000
歳 入	合 計	117,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
856,814	856,814	0	0	△143,186
856,814	856,814	0	0	△143,186
79,485,784	79,485,784	0	0	5,185,784
79,485,784	79,485,784	0	0	5,185,784
68,261,250	51,417,789	0	16,843,461	9,717,789
66,583,063	50,140,401	0	16,442,662	8,830,401
1,678,187	1,277,388	0	400,799	887,388
148,603,848	131,760,387	0	16,843,461	14,760,387

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		22,500,000
	10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	22,500,000
15 公債費		57,900,000
	10 公債費	57,900,000
20 諸支出金		26,600,000
	10 繰出金	26,600,000
25 予備費		10,000,000
	10 予備費	10,000,000
歳 出	合 計	117,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
9,060,014	0	13,439,986	13,439,986
9,060,014	0	13,439,986	13,439,986
57,889,476	0	10,524	10,524
57,889,476	0	10,524	10,524
26,595,276	0	4,724	4,724
26,595,276	0	4,724	4,724
0	0	10,000,000	10,000,000
0	0	10,000,000	10,000,000
93,544,766	0	23,455,234	23,455,234

歳入歳出差引残額 38,215,621円

令和 8 年 8 月 27 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第 7 号

決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度船橋市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 後期高齢者医療保険料		8,914,950,000
	10 後期高齢者医療保険料	8,914,950,000
15 使用料及び手数料		100,000
	10 手数料	100,000
16 国庫支出金		156,911,000
	15 国庫補助金	156,911,000
20 繰入金		1,662,800,000
	10 他会計繰入金	1,662,800,000
25 繰越金		31,936,000
	10 繰越金	31,936,000
30 諸収入		42,600,000
	10 延滞金・加算金及び過料	2,010,000
	15 償還金及び還付加算金	25,500,000
	22 受託事業収入	14,970,000
	25 雑入	120,000
歳 入 合 計		10,809,297,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
8,837,860,660	8,702,736,260	24,388,990	110,735,410	△212,213,740
8,837,860,660	8,702,736,260	24,388,990	110,735,410	△212,213,740
8,400	8,400	0	0	△91,600
8,400	8,400	0	0	△91,600
157,326,125	157,326,125	0	0	415,125
157,326,125	157,326,125	0	0	415,125
1,531,904,503	1,531,904,503	0	0	△130,895,497
1,531,904,503	1,531,904,503	0	0	△130,895,497
31,935,980	31,935,980	0	0	△20
31,935,980	31,935,980	0	0	△20
37,651,867	37,651,867	0	0	△4,948,133
1,997,300	1,997,300	0	0	△12,700
23,219,500	23,219,500	0	0	△2,280,500
12,338,134	12,338,134	0	0	△2,631,866
96,933	96,933	0	0	△23,067
10,596,687,535	10,461,563,135	24,388,990	110,735,410	△347,733,865

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 総務費		407,911,000
	10 総務管理費	368,261,000
	15 徴収費	39,650,000
15 後期高齢者医療広域連合納付金		10,365,886,000
	10 後期高齢者医療広域連合納付金	10,365,886,000
20 諸支出金		25,500,000
	10 償還金及び還付加算金	25,500,000
25 予備費		10,000,000
	10 予備費	10,000,000
歳 出	合 計	10,809,297,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
384,423,040	0	23,487,960	23,487,960
350,859,743	0	17,401,257	17,401,257
33,563,297	0	6,086,703	6,086,703
10,037,609,775	0	328,276,225	328,276,225
10,037,609,775	0	328,276,225	328,276,225
23,219,500	0	2,280,500	2,280,500
23,219,500	0	2,280,500	2,280,500
0	0	10,000,000	10,000,000
0	0	10,000,000	10,000,000
10,445,252,315	0	364,044,685	364,044,685

歳入歳出差引残額 16,310,820円

令和 8 年 8 月 27 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第 8 号

決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度船橋市地方卸売市場事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

令和7年度船橋市地方

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計
第1款	円	円	円	円
市場事業収益	1,031,000,000	0	0	1,031,000,000
第1項				
営業収益	704,733,000	0	0	704,733,000
第2項				
営業外収益	326,167,000	0	0	326,167,000
第3項				
特別利益	100,000	0	0	100,000

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額	小 計
第1款	円	円	円	円	円	円
市場事業費用	1,017,000,000	0	0	0	0	1,017,000,000
第1項						
営業費用	934,238,000	0	0	△ 239,100	0	933,998,900
第2項						
営業外費用	5,662,000	0	0	239,100	0	5,901,100
第3項						
特別損失	72,100,000	0	0	0	0	72,100,000
第4項						
予備費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000

卸 売 市 場 事 業 決 算 報 告 書

決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
円	円	
1,013,384,232	△ 17,615,768	
702,812,394	△ 1,920,606	(うち、仮受消費税及び地方消費税 63,667,325円)
310,571,838	△ 15,595,162	(うち、仮受消費税及び地方消費税 6,119円)
0	△ 100,000	

地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	額	決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	不 用 額	備 考
	合 計				
円	円	円	円	円	
0	1,017,000,000	964,167,832	0	52,832,168	(うち、仮払消費税 及び地方消費税 38,829,998円)
0	933,998,900	886,475,929	0	47,522,971	
0	5,901,100	5,800,303	0	100,797	
0	72,100,000	71,891,600	0	208,400	(うち、仮払消費税 及び地方消費税 6,535,600円)
0	5,000,000	0	0	5,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26 条の規定による繰越 額に係る財源充当額
第1款	円	円	円	円
資本的収入	25,700,000	0	25,700,000	0
第1項				
出資金	25,700,000	0	25,700,000	0

支 出

区 分	予 算						
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 定 規 定 繰 越 額	営 業 規 則 の 繰 越 額	継 続 費 繰 越 次 額
第1款	円	円	円	円	円	円	円
資本的支出	331,000,000	0	0	331,000,000		0	0
第1項							
建設改良費	267,408,000	0	0	267,408,000		0	0
第2項							
企業債償還金	63,592,000	0	0	63,592,000		0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額245,422,731円は、減債積立金37,891,451円、過年度分消費税た。

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
円	円	円	円	
0	25,700,000	25,700,000	0	
0	25,700,000	25,700,000	0	

額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額				不 用 額	備 考
合 計		地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 1 定 繰 越 額	継 続 通 繰 越 額	費 次 額	合 計		
円	円	円	円	円	円	円	
331,000,000	271,122,731	0	0	0	0	59,877,269	
267,408,000	207,531,280	0	0	0	0	59,876,720	(うち、仮払消費 税及び地方 消費税 18,866,480円)
63,592,000	63,591,451	0	0	0	0	549	

及び地方消費税資本的収支調整額26,663,308円及び過年度分損益勘定留保資金180,867,972円で補填し

令和 7 年度船橋市地方卸売市場事業損益計算書
(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで)

(単位：円)

1 営業収益

(1) 売上高割使用料	79,258,016	
(2) 施設使用料	359,580,142	
(3) 雑収益	<u>200,306,911</u>	639,145,069

2 営業費用

(1) 市場管理費	585,913,147	
(2) 減価償却費	252,382,641	
(3) 資産減耗費	<u>9,350,143</u>	<u>847,645,931</u>

営業損失	208,500,862
------	-------------

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	5,526,330	
(2) 補助金	268,700,000	
(3) 長期前受金戻入	36,188,292	
(4) 雑収入	<u>151,241</u>	310,565,863

4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	5,561,203	
(2) 雑支出	<u>797,878</u>	<u>6,359,081</u>
		304,206,782

経常利益	95,705,920
------	------------

5 特別利益

(1) 過年度損益修正益	0	
(2) その他特別利益	<u>0</u>	0

6 特別損失

(1) 過年度損益修正損	0	
(2) その他特別損失	<u>65,356,000</u>	<u>65,356,000</u>
		△ 65,356,000

当年度純利益	30,349,920
--------	------------

前年度繰越利益剰余金	57,883,699
------------	------------

その他未処分利益剰余金変動額	<u>37,891,451</u>
----------------	-------------------

当年度未処分利益剰余金	<u><u>126,125,070</u></u>
-------------	---------------------------

令和 7 年 度 船 橋 市 地 方 卸 売 市

(令和 7 年 4 月 1 日から

	資 本 金	剰	
		資本剰余金	利 益
			減債積立金
前年度末残高	6, 186, 738, 579	0	85, 976, 711
前年度処分額	0	0	18, 060, 046
条例第 4 条による処分額	0	0	18, 060, 046
減債積立金の積立	0	0	18, 060, 046
処分後残高	6, 186, 738, 579	0	104, 036, 757
当年度変動額	25, 700, 000	0	△ 37, 891, 451
出資金の受入	25, 700, 000	0	0
減債積立金の取崩	0	0	△ 37, 891, 451
当年度純利益	0	0	0
当年度末残高	6, 212, 438, 579	0	66, 145, 306

場 事 業 剰 余 金 計 算 書

令和8年3月31日まで)

(単位：円)

余		金		資本合計
剰	余	金	剰余金合計	
未処分利益剰余金	利益剰余金合計			
75,943,745	161,920,456		161,920,456	6,348,659,035
△ 18,060,046	0		0	0
△ 18,060,046	0		0	0
△ 18,060,046	0		0	0
(繰越利益剰余金)				
57,883,699	161,920,456		161,920,456	6,348,659,035
68,241,371	30,349,920		30,349,920	56,049,920
0	0		0	25,700,000
37,891,451	0		0	0
30,349,920	30,349,920		30,349,920	30,349,920
(当年度未処分利益剰余金)				
126,125,070	192,270,376		192,270,376	6,404,708,955

令和 7 年度船橋市地方卸売市場事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	未処分利益剰余金
当年度末残高	6, 212, 438, 579	126, 125, 070
条例第 4 条による処分額	0	△ 30, 349, 920
減債積立金の積立	0	△ 30, 349, 920
処分後残高	6, 212, 438, 579	(繰越利益剰余金) 95, 775, 150

令和 7 年度船橋市地方卸売市場事業貸借対照表
(令和 8 年 3 月 3 1 日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		2,731,058,030	
ロ 建物	10,418,667,354		
減価償却累計額	<u>△ 7,825,745,656</u>	2,592,921,698	
ハ 構築物	1,301,084,165		
減価償却累計額	<u>△ 903,239,466</u>	397,844,699	
ニ 機械及び装置	1,350,424,155		
減価償却累計額	<u>△ 882,829,137</u>	467,595,018	
ホ 車両及び運搬具	2,266,729		
減価償却累計額	<u>△ 2,153,393</u>	113,336	
ヘ 工具	72,840		
減価償却累計額	<u>△ 69,198</u>	3,642	
ト 器具及び備品	26,265,900		
減価償却累計額	<u>△ 19,266,416</u>	6,999,484	
チ 建設仮勘定		<u>188,800,000</u>	
有形固定資産合計			6,385,335,907

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		946,000	
ロ ソフトウェア		<u>3,832,000</u>	
無形固定資産合計			<u>4,778,000</u>

固定資産合計

6,390,113,907

2 流動資産

(1) 現金預金

イ 預金		1,576,233,437	
ロ 特定預金		<u>79,665,950</u>	
現金預金合計			1,655,899,387

(2) 未収金

貸倒引当金	<u>△ 16,685,712</u>	<u>61,031,147</u>	
-------	---------------------	-------------------	--

流動資産合計

1,716,930,534

資産合計

8,107,044,441

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	830,261,653		
ロ その他の企業債	<u>11,320,000</u>		
企業債合計		<u>841,581,653</u>	
固定負債合計			841,581,653

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	51,629,172		
ロ その他の企業債	<u>11,980,000</u>		
企業債合計		63,609,172	
(2) 未払金		163,902,925	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	11,748,439		
ロ 法定福利費引当金	<u>2,345,583</u>		
引当金合計		14,094,022	
(4) その他流動負債			
イ 預り保証金	<u>80,156,950</u>		
その他流動負債合計		<u>80,156,950</u>	
流動負債合計			321,763,069

5 繰延収益

長期前受金		2,293,623,246	
収益化累計額		<u>△ 1,754,632,482</u>	
繰延収益合計			<u>538,990,764</u>
負債合計			<u><u>1,702,335,486</u></u>

資 本 の 部

6 資本金

6,212,438,579

7 剰余金

(1) 利益剰余金

イ 減債積立金	66,145,306		
ロ 当年度末処分利益剰余金	<u>126,125,070</u>		
利益剰余金合計		<u>192,270,376</u>	
剰余金合計			<u>192,270,376</u>
資本合計			<u>6,404,708,955</u>
負債資本合計			<u><u>8,107,044,441</u></u>

令和8年8月27日 提出

船橋市長

松戸 徹

認定第 9 号

決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度船橋市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

令和 7 年 度 船 橋 市

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計
第 1 款	円	円	円	円
病院事業収益	21,204,000,000	0	0	21,204,000,000
第 1 項				
医業収益	19,913,800,000	0	0	19,913,800,000
第 2 項				
医業外収益	1,221,000,000	0	0	1,221,000,000
第 3 項				
特別利益	69,200,000	0	0	69,200,000

支 出

区 分	予 算				
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地方公 営企業 法第24 条第3項 の規定 による 支出額
第 1 款	円	円	円	円	円
病院事業費用	22,547,000,000	365,200,000	0	0	0
第 1 項					
医業費用	22,185,700,000	365,200,000	0	0	0
第 2 項					
医業外費用	225,300,000	0	0	0	0
第 3 項					
特別損失	106,000,000	0	0	0	0
第 4 項					
予備費	30,000,000	0	0	0	0

病 院 事 業 決 算 報 告 書

決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
円	円	
20,330,843,657	△ 873,156,343	
18,817,172,135	△ 1,096,627,865	(うち、仮受消費税及び地方消費税 16,659,511円)
1,444,121,135	223,121,135	(" 9,905,820円)
69,550,387	350,387	(" 1,182円)

額			決 算 額	地方公 営企業 法第26 条第2項 の規定 による 繰越額	不 用 額	備 考
小 計	地方公 営企業 法第26 条第2項 の規定 による 繰越額	合 計				
円	円	円	円	円	円	
22,912,200,000	0	22,912,200,000	21,694,741,254	0	1,217,458,746	
22,550,900,000	0	22,550,900,000	21,324,661,619	0	1,226,238,381	(うち、仮払消費税及び地方消費税 814,522,535円)
225,300,000	0	225,300,000	213,015,017	0	12,284,983	(" 1,745円)
106,000,000	0	106,000,000	157,064,618	0	△ 51,064,618	
30,000,000	0	30,000,000	0	0	30,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第 26条の規定による 繰越額に係る財源 充当額
第1款	円	円	円	円
資本的収入	474,200,000	0	474,200,000	0
第1項				
企業債	200,000,000	0	200,000,000	0
第2項				
負担金	274,120,000	0	274,120,000	0
第3項				
固定資産 売却代金	80,000	0	80,000	0
第4項				
寄附金	0	0	0	0

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費 通 次 繰越額
第1款	円	円	円	円	円	円
資本的支出	1,254,000,000	21,007,000	0	1,275,007,000	0	0
第1項						
建設改良費	738,800,000	21,007,000	0	759,807,000	0	0
第2項						
企業債 償還金	515,200,000	0	0	515,200,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額574,798,459円は、減債積立金241,079,954円、過年度分消費税及び

額		決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
円	円	円	円	
0	474, 200, 000	475, 709, 000	1, 509, 000	
0	200, 000, 000	200, 000, 000	0	
0	274, 120, 000	274, 115, 000	△ 5, 000	
0	80, 000	0	△ 80, 000	
0	0	1, 594, 000	1, 594, 000	

額	合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
			地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費 通 次 繰越額	合 計		
円	円	円	円	円	円	円	
1, 275, 007, 000	1, 050, 507, 459	0	0	0	224, 499, 541		
759, 807, 000	535, 312, 505	0	0	0	224, 494, 495	(うち、仮払消費 税及び地方消費税 40, 879, 662円)	
515, 200, 000	515, 194, 954	0	0	0	5, 046		

地方消費税資本的収支調整額280, 352円及び過年度分損益勘定留保資金333, 438, 153円で補填した。

令和7年度船橋市病院事業損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

1	医	業	収	益			
	(1)	入	院	収	益	12,528,189,999	
	(2)	外	来	収	益	5,188,305,580	
	(3)	そ	の	他	医	業	収
					益	<u>1,084,017,045</u>	18,800,512,624
2	医	業	費	用			
	(1)	給	与	費		11,094,705,924	
	(2)	材	料	費		5,418,127,271	
	(3)	経		費		2,880,323,999	
	(4)	減	価	償	却	費	1,028,485,282
	(5)	資	産	減	耗	費	17,666,367
	(6)	研	究	研	修	費	<u>70,830,241</u>
						<u>20,510,139,084</u>	
					医業損失		1,709,626,460
3	医	業	外	収	益		
	(1)	受	取	利	息	及	び
					配	当	金
						22,869,863	
	(2)	補		助		金	260,275,000
	(3)	他	会	計	負	担	金
						779,540,000	
	(4)	長	期	前	受	金	戻
						入	257,698,723
	(5)	そ	の	他	医	業	外
					収	益	<u>113,463,469</u>
						1,433,847,055	
4	医	業	外	費	用		
	(1)	支	払	利	息	及	び
					企	業	債
					取	扱	諸
					費		115,190,869
	(2)	長	期	前	払	消	費
					税	勘	定
					償	却	80,355,468
	(3)	雑		損		失	<u>812,887,383</u>
						<u>1,008,433,720</u>	<u>425,413,335</u>
					経常損失		1,284,213,125
5	特	別	利	益			
	(1)	過	年	度	損	益	修
					正	益	69,067,612
	(2)	そ	の	他	特	別	利
					益	<u>481,593</u>	69,549,205
6	特	別	損	失			
	(1)	過	年	度	損	益	修
					正	損	<u>157,064,618</u>
					<u>157,064,618</u>	<u>△ 87,515,413</u>	
					当年度純損失		1,371,728,538
					前年度繰越利益剰余金		3,987,477,105
					その他未処分利益剰余金変動額		<u>241,079,954</u>
					当年度未処分利益剰余金		<u><u>2,856,828,521</u></u>

令 和 7 年 度 船 橋 市 病
(令和7年4月1日から)

	資 本 金	剰	
		資 本 剰 余 金	
		補助金	資本剰余金合計
前年度末残高	7,107,417,303	705,671,475	705,671,475
前年度処分額	0	0	0
条例第6条による処分額	0	0	0
処分後残高	7,107,417,303	705,671,475	705,671,475
当年度変動額	0	0	0
減債積立金の取崩	0	0	0
当年度純損失	0	0	0
当年度末残高	7,107,417,303	705,671,475	705,671,475

院 事 業 剰 余 金 計 算 書
令和8年3月31日まで)

(単位：円)

余金				資本合計
利 益 剰 余 金			剰余金合計	
減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計		
2, 161, 816, 838	3, 987, 477, 105	6, 149, 293, 943	6, 854, 965, 418	13, 962, 382, 721
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
2, 161, 816, 838	(繰越利益剰余金) 3, 987, 477, 105	6, 149, 293, 943	6, 854, 965, 418	13, 962, 382, 721
△ 241, 079, 954	△ 1, 130, 648, 584	△ 1, 371, 728, 538	△ 1, 371, 728, 538	△ 1, 371, 728, 538
△ 241, 079, 954	241, 079, 954	0	0	0
0	△ 1, 371, 728, 538	△ 1, 371, 728, 538	△ 1, 371, 728, 538	△ 1, 371, 728, 538
1, 920, 736, 884	(当年度未処分利益剰余金) 2, 856, 828, 521	4, 777, 565, 405	5, 483, 236, 880	12, 590, 654, 183

令和 7 年度 船 橋 市 病 院 事 業 剰 余 金 処 分 計 算 書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	7, 107, 417, 303	705, 671, 475	2, 856, 828, 521
条例第6条による処分額	0	0	0
処分後残高	7, 107, 417, 303	705, 671, 475	(繰越利益剰余金) 2, 856, 828, 521

令和7年度船橋市病院事業貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		1,812,482,859	
ロ 建 物	22,297,044,283		
減価償却累計額	<u>△ 17,757,219,917</u>	4,539,824,366	
ハ 構 築 物	1,176,271,668		
減価償却累計額	<u>△ 969,173,478</u>	207,098,190	
ニ 器 械 備 品	7,381,417,885		
減価償却累計額	<u>△ 5,759,488,438</u>	1,621,929,447	
ホ 車 両	5,742,560		
減価償却累計額	<u>△ 3,390,430</u>	2,352,130	
ヘ リース資産	22,440,000		
減価償却累計額	<u>△ 11,220,000</u>	11,220,000	
ト 建設仮勘定		<u>7,367,604,614</u>	
有形固定資産合計			15,562,511,606

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権		1,872,000	
ロ ソフトウェア		<u>161,683,296</u>	
無形固定資産合計			163,555,296

(3) 投資その他の資産

イ 長期前払消費税		<u>183,618,732</u>	
投資その他の資産合計			<u>183,618,732</u>

固 定 資 産 合 計

15,909,685,634

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		7,837,956,574	
-------------	--	---------------	--

(2) 未 収 金	2,948,075,860		
貸倒引当金	<u>△ 2,049,757</u>	2,946,026,103	

(3) 貯 蔵 品		<u>74,179,512</u>	
-----------	--	-------------------	--

流 動 資 産 合 計

10,858,162,189

資 産 合 計

26,767,847,823

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債 8,187,776,720

企 業 債 合 計 8,187,776,720

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金 2,712,342,461

引 当 金 合 計 2,712,342,461

固 定 負 債 合 計 10,900,119,181

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債 314,307,834

企 業 債 合 計 314,307,834

(2) リ ー ス 債 務

8,160,000

(3) 未 払 金

1,303,811,436

(4) 引 当 金

イ 賞与引当金 554,720,715

ロ 法定福利費引当金 107,568,939

引 当 金 合 計 662,289,654

(5) その他流動負債

イ 預り保証金 27,977,700

ロ その他預り金 56,195

その他流動負債合計 28,033,895

流 動 負 債 合 計 2,316,602,819

5 繰 延 収 益

長 期 前 受 金 7,433,480,408

収益化累計額 △ 6,473,008,768

繰延収益合計 960,471,640

負 債 合 計 14,177,193,640

資 本 の 部

6 資 本 金		7,107,417,303
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 補 助 金	<u>705,671,475</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		705,671,475
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	1,920,736,884	
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>2,856,828,521</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>4,777,565,405</u>
剰 余 金 合 計		<u>5,483,236,880</u>
資 本 合 計		<u>12,590,654,183</u>
負 債 資 本 合 計		<u>26,767,847,823</u>

令和8年8月27日 提出 船 橋 市 長 松 戸 徹

認定第 10 号

決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度船橋市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

令和7年度船橋市

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			合 計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24 条第3項の規定による 支出額に係る財源 充 当 額	
第1款	円	円	円	円
下水道事業収益	18,193,885,000	0	0	18,193,885,000
第1項				
営業収益	11,975,263,000	0	0	11,975,263,000
第2項				
営業外収益	6,218,522,000	0	0	6,218,522,000
第3項				
特別利益	100,000	0	0	100,000

支 出

区 分	予 算					小 計
	当 初 予 算 額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増 減 額	地方公営企業法第24 条第3項の規 定 による 支 出 額	
第1款	円	円	円	円	円	円
下水道事業費用	18,063,345,000	0	0	0	0	18,063,345,000
第1項						
営業費用	16,394,872,000	0	0	0	0	16,394,872,000
第2項						
営業外費用	1,618,373,000	0	0	0	0	1,618,373,000
第3項						
特別損失	100,000	0	0	0	0	100,000
第4項						
予備費	50,000,000	0	0	0	0	50,000,000

下 水 道 事 業 決 算 報 告 書

決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
円	円	
18,348,804,478	154,919,478	
12,246,230,989	270,967,989	(うち、仮受消費税及び地方消費税 789,820,201円)
6,031,861,356	△ 186,660,644	(" 17,823,900円)
70,712,133	70,612,133	

額		決 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 2 項 に 準 じ る 額	不 用 額	備 考
地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 2 項 に 準 じ る 額	合 計				
円	円	円	円	円	
198,871,200	18,262,216,200	17,525,160,451	0	737,055,749	
198,871,200	16,593,743,200	15,964,857,469	0	628,885,731	(うち、仮払消費 税及び地方消費税 498,450,014円)
0	1,618,373,000	1,485,302,982	0	133,070,018	
0	100,000	75,000,000	0	△ 74,900,000	
0	50,000,000	0	0	50,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額 に 係 る 財 源 充 当 額
第 1 款 資本的収入	円 14,791,189,000	円 △ 632,185,000	円 14,159,004,000	円 3,203,236,508
第 1 項 企業債	9,178,600,000	△ 265,500,000	8,913,100,000	2,331,900,000
第 2 項 出資金	1,399,105,000	0	1,399,105,000	0
第 3 項 補助金	3,552,950,000	△ 346,505,000	3,206,445,000	823,480,000
第 4 項 負担金	648,315,000	△ 20,180,000	628,135,000	47,856,508
第 5 項 貸付金償還金	12,119,000	0	12,119,000	0
第 6 項 そ の 他 資本的収入	100,000	0	100,000	0

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	予備費 支出額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額
第 1 款 資本的支出	円 21,697,256,000	円 △ 632,100,000	円 0	円 0	円 21,065,156,000	円 3,322,134,550
第 1 項 建設改良費	11,036,409,000	△ 632,100,000	0	0	10,404,309,000	3,322,134,550
第 2 項 企業債償還金	10,590,907,000	0	0	0	10,590,907,000	0
第 3 項 貸付金	19,940,000	0	0	0	19,940,000	0
第 4 項 予備費	50,000,000	0	0	0	50,000,000	0

資本的収入額（前年度財源充当額885,800,000円を除く。）が資本的支出額に不足する額7,034,162,594円
損益勘定留保資金918,538,565円及び当年度分損益勘定留保資金4,994,633,737円で補填した。なお不足する

額		決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
継 続 費 通 次 繰 越 額 に 係 る 財 源 充 当 額	合 計			
円	円	円	円	
951,159,152	18,313,399,660	10,268,258,886	△ 8,045,140,774	(うち、仮受消費税 及び地方消費税 58,330,046円)
406,600,000	11,651,600,000	6,391,300,000	△ 5,260,300,000	
0	1,399,105,000	1,399,105,000	0	
474,854,000	4,504,779,000	1,802,827,000	△ 2,701,952,000	
69,705,152	745,696,660	664,574,186	△ 81,122,474	
0	12,119,000	10,452,700	△ 1,666,300	
0	100,000	0	△ 100,000	

額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰 越 額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		
円	円	円	円	円	円	
25,338,770,550	16,416,621,480	4,146,256,191	2,383,800,000	6,530,056,191	2,392,092,879	(うち、仮払消費税 及び地方消費税 500,129,728円)
14,677,923,550	5,949,945,043	4,146,256,191	2,383,800,000	6,530,056,191	2,197,922,316	
10,590,907,000	10,460,935,437	0	0	0	129,971,563	
19,940,000	5,741,000	0	0	0	14,199,000	
50,000,000	0	0	0	0	50,000,000	

は、減債積立金457,627,065円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額356,463,227円、過年度分額306,900,000円は、同意済企業債の未発行分をもって翌年度に措置するものとする。

令和 7 年度船橋市下水道事業損益計算書
(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)

(単位：円)

1 営業収益

(1) 下水道使用料	7,717,926,428	
(2) 維持管理負担金	180,275,590	
(3) 他会計負担金	<u>3,558,208,770</u>	11,456,410,788

2 営業費用

(1) 管渠費	370,802,395	
(2) ポンプ場費	101,361,918	
(3) 処理場費	2,994,944,348	
(4) 業務費	546,318,373	
(5) 総係費	455,240,405	
(6) 維持管理負担金	1,401,337,493	
(7) 減価償却費	9,563,101,877	
(8) 資産減耗費	<u>33,300,646</u>	<u>15,466,407,455</u>

営業損失 4,009,996,667

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	4,950,097	
(2) 他会計負担金	1,125,811,474	
(3) 他会計補助金	1,203,974,756	
(4) 長期前受金戻入	3,489,287,237	
(5) その他営業外収益	<u>192,886,608</u>	6,016,910,172

4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	1,367,585,829	
(2) その他営業外費用	<u>88,865,983</u>	<u>1,456,451,812</u>

経常利益 550,461,693

5 特別利益

(1) その他特別利益	<u>70,712,133</u>	70,712,133
-------------	-------------------	------------

6 特別損失

(1) 過年度損益修正損	<u>75,000,000</u>	<u>75,000,000</u>	<u>△ 4,287,867</u>
--------------	-------------------	-------------------	--------------------

当年度純利益 546,173,826

前年度繰越利益剰余金 0

その他未処分利益剰余金変動額 457,627,065

当年度未処分利益剰余金 1,003,800,891

令 和 7 年 度 船 橋 市
(令和7年4月1日から)

	資 本 金	剰		
		資 本 剰 余 金		
		受贈財産評価額	補助金	資本剰余金合計
前年度末残高	61,118,569,085	8,746,243,191	5,794,175,000	14,540,418,191
前年度処分額	423,127,585	0	0	0
条例第4条による処分額	423,127,585	0	0	0
資本金への組入れ	423,127,585	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	0	0
処分後残高	61,541,696,670	8,746,243,191	5,794,175,000	14,540,418,191
当年度変動額	1,649,105,000	0	0	0
出資金の受入	1,399,105,000	0	0	0
貸借対照表の修正	250,000,000	0	0	0
減債積立金の取崩	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0
当年度末残高	63,190,801,670	8,746,243,191	5,794,175,000	14,540,418,191

下水道事業剰余金計算書

令和8年3月31日まで

(単位：円)

余			金		資本合計
利 益 剰 余 金			剰余金合計		
減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計			
457,627,065	1,499,364,934	1,956,991,999	16,497,410,190	77,615,979,275	
1,076,237,349	△ 1,499,364,934	△ 423,127,585	△ 423,127,585	0	
1,076,237,349	△ 1,499,364,934	△ 423,127,585	△ 423,127,585	0	
0	△ 423,127,585	△ 423,127,585	△ 423,127,585	0	
1,076,237,349	△ 1,076,237,349	0	0	0	
1,533,864,414	(繰越利益剰余金) 0	1,533,864,414	16,074,282,605	77,615,979,275	
△ 457,627,065	1,003,800,891	546,173,826	546,173,826	2,195,278,826	
0	0	0	0	1,399,105,000	
0	0	0	0	250,000,000	
△ 457,627,065	457,627,065	0	0	0	
0	546,173,826	546,173,826	546,173,826	546,173,826	
1,076,237,349	(当年度未処分利益剰余金) 1,003,800,891	2,080,038,240	16,620,456,431	79,811,258,101	

令和 7 年度船橋市下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	63,190,801,670	14,540,418,191	1,003,800,891
条例第 4 条による処分額	457,627,065	0	△ 1,003,800,891
資本金への組入れ	457,627,065	0	△ 457,627,065
減債積立金の積立	0	0	△ 546,173,826
処分後残高	63,648,428,735	14,540,418,191	(繰越利益剰余金) 0

令和 7 年度船橋市下水道事業貸借対照表
(令和 8 年 3 月 3 1 日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		20,804,921,714	
ロ 建物	20,080,592,678		
減価償却累計額	<u>△ 4,617,527,022</u>	15,463,065,656	
ハ 構築物	259,773,808,505		
減価償却累計額	<u>△ 53,724,708,895</u>	206,049,099,610	
ニ 機械及び装置	25,128,288,061		
減価償却累計額	<u>△ 11,812,266,972</u>	13,316,021,089	
ホ 車両及び運搬具	7,692,008		
減価償却累計額	<u>△ 4,687,300</u>	3,004,708	
ヘ 工具器具及び備品	58,549,006		
減価償却累計額	<u>△ 45,033,035</u>	13,515,971	
ト リース資産	9,130,063		
減価償却累計額	<u>△ 7,557,310</u>	1,572,753	
チ 建設仮勘定		<u>2,344,233,004</u>	
有形固定資産合計			257,995,434,505

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権		13,728,076,579	
ロ ソフトウェア		<u>297,600</u>	
無形固定資産合計			13,728,374,179

(3) 投資その他の資産

イ 出資金		5,000,000	
ロ 長期貸付金		<u>6,272,900</u>	
投資その他の資産合計			<u>11,272,900</u>

固定資産合計

271,735,081,584

2 流動資産

(1) 現金預金		5,874,508,750	
(2) 未収金	1,950,018,065		
貸倒引当金	<u>△ 62,120,391</u>	1,887,897,674	
(3) 短期貸付金			
イ 短期貸付金	<u>6,641,500</u>		
短期貸付金合計		<u>6,641,500</u>	

流動資産合計

7,769,047,924

資産合計

279,504,129,508

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

96,457,446,432

企業債合計

96,457,446,432

固定負債合計

96,457,446,432

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

9,483,377,570

企業債合計

9,483,377,570

(2) 未払金

4,898,749,304

(3) 引当金

イ 賞与引当金

57,454,000

ロ 法定福利費引当金

11,237,000

引当金合計

68,691,000

(4) その他流動負債

イ 預り保証金

12,232,780

ロ その他預り金

1,834,299

その他流動負債合計

14,067,079

流動負債合計

14,464,884,953

5 繰延収益

長期前受金

115,319,744,594

収益化累計額

△ 26,549,204,572

繰延収益合計

88,770,540,022

負債合計

199,692,871,407

資 本 の 部

6 資本金

63,190,801,670

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額

8,746,243,191

ロ 補助金

5,794,175,000

資本剰余金合計

14,540,418,191

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金

1,076,237,349

ロ 当年度未処分利益剰余金

1,003,800,891

利益剰余金合計

2,080,038,240

剰余金合計

16,620,456,431

資本合計

79,811,258,101

負債資本合計

279,504,129,508

令和8年8月27日 提出

船 橋 市 長

松 戸 徹